

○建築基準法第二十二條第一項の規定による区域の指定

平成十六年九月二十四日

岡山県告示第五百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十二條第一項の規定による区域を次のとおり指定し、昭和五十三年岡山県告示第九百二十五号(建築基準法第二十二條第一項の規定による区域の指定)は、廃止する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五條第一項の規定による都市計画区域(同法第八條第一項第五号の防火地域及び準防火地域並びに次に掲げる区域を除く。)

- 一 岡山市の区域
- 二 倉敷市の区域
- 三 津山市の区域
- 四 玉野市の区域
- 五 笠岡市の区域
- 六 総社市の区域
- 七 新見市の区域
- 八 吉備高原都市計画区域

附 則

この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一六四号)抄
平成十七年四月一日から施行する。

改正文(平成一九年告示第八八号)抄
平成十九年四月一日から施行する。

改正文(平成二二年告示第七五号)抄
平成二十二年四月一日から施行する。